

2026 年度（滋賀県第3期）トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業
「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」について

よくあるご質問（Frequently Asked Question FAQ）

本内容については、学校担当者ならびに応募者の双方が、事前に御確認ください。

【2025 年度までの「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」との違い】

Q 1. 2026 年度から募集コースは、具体的にどう変わりますか？

A 1. 地域探究コースの選択肢が大幅に増え、4つのコースから選べるようになります。2025年度までは、滋賀県独自のコース（地域探究コース）は「MLGs 探究コース」のみでしたが、2026年度からは以下の3つの新しいコースが追加され、計4コースとなります。

- ・【継続】MLGs 探究コース：環境保全などをテーマにする（チーム応募可）。
- ・【新設】次世代ものづくり産業探究コース：製造業や職人の技術・マインドを学ぶ。
- ・【新設】農業・森林産業探究コース：農業・林業を産業やビジネスの視点で探究する。
- ・【新設】滋賀と世界をつなぐマイ探究コース：観光、医療、福祉、伝統文化など、上記以外の分野で滋賀の特性を踏まえた探究を行う。

Q 2. 留学できる期間（出発時期）に変更はありますか？

A 2. 留学開始可能日が「8月1日」からに変更となる予定です。2025年度は「7月10日」から留学開始が可能でしたが、2026年度の資料では留学期間が「2026年8月1日（土）～10月31日（土）」に変更されています。夏休みに入ってすぐの7月中に出発することを検討している場合は、スケジュールの調整が必要になるため、最新の募集要項をよく確認してください。

Q 3. 事業の名称や仕組みが変わったようですが、支援内容に影響はありますか？

A 3. 制度の枠組みが変わりますが、手厚い支援は継続されます。本事業は2025年度まで国の「拠点形成支援事業」として実施されてきましたが、2026年度からは「アライアンス事業」として、日本学生支援機構と連携しながら県独自の制度として実施されます。名称は変わりますが、返済不要の奨学金や留学準備金の支給、事前・事後研修によるサポートといった基本的な支援体制は維持されます。ただし、コースの新設に伴い、自分の興味によりマッチした分野で支援を受けやすくなっています。

Q 4. 2026 年度から「家計基準（世帯年収）」による扱いはどう変わりますか？

A 4. 家計基準による「奨学金額の差」や「採用枠の制限」がなくなります。

- ・2025年度まで：家計基準を超える（年収が高い）場合、奨学金が減額されたり、採用される人数が全体の1割に制限されたりしていました。
- ・2026年度から：家計基準に関わらず、全員が同じ手厚い支援を受けられます。

【アライアンス事業について】

Q5. アライアンス事業とは何ですか。

A5. 日本学生支援機構（以下「機構」といいます）は、高等学校段階から海外留学を通じて地域課題を探究し、将来、地域や社会で活躍するグローバル人材を育成することを目的として、官民協働海外留学支援制度（新・日本代表プログラム）拠点形成支援事業を実施しています。

本県では、令和5年度から令和7年度までの3年間、この拠点形成支援事業として「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」を実施してきました。

アライアンス事業とは、拠点形成支援事業の支援期間が終了した自治体が、一定の要件を満たすことで、機構に公認された事業として海外留学支援を継続できる制度です。

アライアンス事業として認められた場合、国による運営資金の支援はありませんが、引き続き、機構が実施する事前・事後研修への参加機会の提供や、派遣留学生ネットワークの活用等の支援を受けながら、地域主体で事業を継続していくことができます。

Q6. アライアンス事業独自のプログラムとは何ですか。地域事業のプログラムはどのようなものですか。

A6. アライアンス事業のプログラムは、各地域が地域の活性化に資すると考える独自のテーマに沿って設定されています。プログラムには、留学だけでなく、地域独自の事前・事後オリエンテーションや壮行会・事後報告会、トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】の事前・事後研修も組み込まれています。

Q7. アライアンス事業を行っている地域はどこですか。

A7. 現在、石川県・静岡県・滋賀県の3地域がアライアンス事業を行っています。

なお、本県が令和7年度まで実施してきた拠点形成支援事業について、「日本学生支援機構トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム 拠点形成支援事業」ウェブサイトをご確認ください。

(URL) <https://tobitate-mext.jasso.go.jp/newprogram/hs/ltg>

Q8. 地域協議会とは何ですか。

A8. 各地域の拠点形成支援事業を運営している産学官の連携組織（コンソーシアム）です。

「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」は、滋賀留学支援コンソーシアムという地域協議会が実施しています。

「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」については、必ず在籍学校を通じて滋賀留学支援コンソーシアムへお問い合わせください。

Q9. 「支援企業」とは何ですか。

A9. 「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」は、各地域の企業・個人様からの寄附金で成り立っています。寄附をくださっている企業様を「支援企業」と呼んでいます。

【応募要件について】

Q10. 学業成績や語学力は問われますか。

A10. 学業成績や語学力の要件はありません。

プログラムの中には必ずしも語学が堪能でなくても、留学可能なものもありますので、高度な語学を身に付けていることは必須要件ではありません。ただし、留学中に充実した日々を送るためには、日常会話や専門用語など一定程度の語学力が必要になることが考えられますので、渡航前にご自身で十分準備をしてください。

なお、本事業では、2026年度は、留学支援金の一部として国費（高校生留学促進事業）の活用を予定しており、国への申請を行う予定です。その申請に必要な確認事項として、応募者の成績（全体評定平均および外国語科目の評定平均）の申告をお願いしております。

これらの成績は国への申請手続きのためのものです。国費の採択の有無や申告いただいた学業成績の内容が、本事業における留学の合否または支援金額に影響することは一切ありません。

Q11. 定時制や通信制の高校等に在籍する生徒等は応募できますか。

A11. 定時制や通信制の高校等に在籍する生徒等でも応募可能です。詳細は在籍高校等の担当者に募集要項「在籍高校等の要件」を満たすかも含めてご確認ください。

Q12. 高等学校の専攻科や特別支援学校高等部の専攻科の生徒等は応募できますか。

A12. 応募できません。日本学生支援機構のトビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【大学生等対象】のコースへ応募してください。

Q13. 現在、高等専門学校の第3学年で、留学開始時に第4学年になる生徒は応募できますか。

A13. 応募できません。日本学生支援機構のトビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【大学生等対象】のコースへ応募してください。

Q14. 在籍高校等が留学中の探究活動や学修について単位認定を行いませんが、応募できますか。

A14. 応募できます。

Q15. 応募に際して注意する事項はありますか。

A15. 留学計画を学修と認めるかどうか、また適切な危機管理体制をとれるかどうかについては、各在籍高校等の判断となります。そのため、休学中の支援の取扱い、ビザ等の取扱い、留学先での活動の単位認定の取扱いについては各在籍高校等によって異なりますので、必ず確認してください。

Q16. 募集時期はいつでしょうか。

A16. 募集要項「10 スケジュール」のとおりです。ただし、各学校における応募申請の締切りなどは学校によって異なりますので必ず在籍高校等に確認してください。

【応募にかかる手続について】

Q17. 応募書類はどこで手に入れたらよいでしょうか。

A17. 県教育委員会ホームページに掲載します。

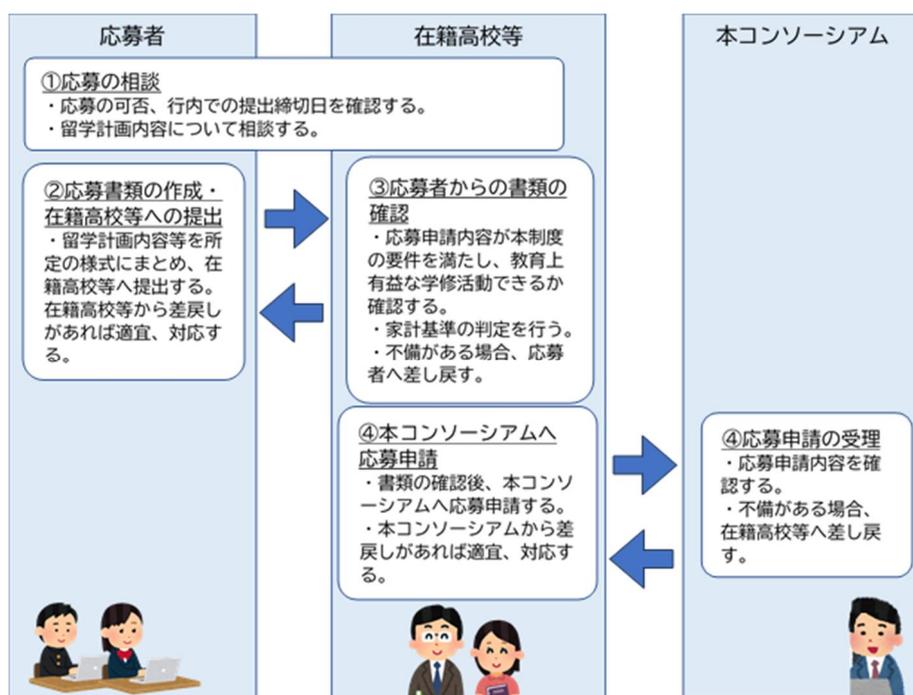
(県教育委員会ホームページ URL)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/kakusyu/333762/333982.html>

Q18. 応募書類は手書きでもよいのでしょうか

A18. 応募書類は県教育委員会ホームページに掲載する応募用データファイルに入力していただきます。

(応募フロー図 募集要項「8 応募方法(2)ア 応募申請の流れ (イメージ)」より)



手書きで記載できるのは自己PR書のみになります。ただし、「留学プログラムの概要」欄については利用するプログラムの内容が確認できるホームページのURLを記載、自己PR欄については文字やイラスト等の手書き、写真や資料の添付、PC入力等、どのような形態でも可能です。手書きの場合はPDF化していただき、データを提出いただきます。

Q19. 内容の異なる留学計画を複数申請することは可能ですか。

A19. 複数の留学計画を申請することは認められません。

Q20. 複数のコースに併願することは可能ですか。

A20. 複数のコースへの併願は認められません。留学計画と各コースの趣旨等を勘案して、最も適切と考えるコースに応募してください。

Q 2 1. トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】と同期の「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」の両方に応募することは可能でしょうか。

A 2 1. 第1日程の応募者に限り、両方のプログラムに応募することは可能です。ただし、トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】に合格した場合、トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」に合格することはありません。その場合は、「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」への応募を辞退していただくことになります。

Q 2 2. トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】の一次審査が不合格となったのですが、同期の「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」への応募は可能でしょうか。

A 2 2. 応募申請期間中であれば応募は可能です。応募要件を満たしているかを確認の上、御応募ください。

Q 2 3. 在籍高校等を通さず、個人で応募することはできますか。

A 2 3. 応募できません。必ず応募時の在籍高校等を通じて応募してください。

Q 2 4. 応募に際して注意する事項はありますか。

A 2 4. 以下の点に御注意ください。

- ①面接審査および県が実施する壮行会、事前・事後オリエンテーション、報告会には必ず参加してください。新・日本代表プログラムの事前・事後研修には原則参加してください。
- ②在籍高校等が応募を認めるかどうかや、応募を希望する生徒等の留学計画を教育上有益な学修と認めるかどうかは、各在籍高校等が判断します。応募を希望する場合は、在籍高校等の担当者に必ず確認してください。
- ③身体等に障害があり、面接審査を受験するに当たり配慮が必要となる場合は、事前に在籍高校等を通じて滋賀留学支援コンソーシアムに相談してください。
その他の注意事項は、募集要項等を御確認ください。

Q 2 5. ≪学校担当者向け≫応募に際し、生徒等に推薦順位や推薦書等を付す必要はありますか。また、学校ごとに応募可能人数の上限はありますか。

A 2 5. 推薦順位や推薦書等を付す必要はありません。応募可能人数の上限もありません。

【留学計画・内容について】

Q 2 6. どのような留学計画が対象になりますか。

A 2 6. 留学計画の要件を満たしており、探究活動（※）が含まれている計画であれば、幅広く対象となります。ただし、語学学習のみの留学計画は対象外です。

※探究活動

探究活動とは、生徒等が自らテーマや課題を設定し、その目標に対して、多様な人々と協働し、試行錯誤しながら自ら答えを導き出す活動です。

留学エージェント等の企画するプログラムを利用せず、生徒等が自らテーマや課題を設定し作成した留学計画の場合には、計画自体が探究活動となります。また、探究活動を行う場所は、受入先機関に限らず、自由に行うことができます。

留学エージェント等の企画するプログラムに参加する場合は、自ら計画した探究活動が行える時間をしっかり確保してください。

Q 2 7. 語学学校に通学したい場合、その期間は留学期間として認められますか。

A 2 7. 語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。ただし、語学学校のみに通学する期間は留学期間としてカウントできませんが、探究活動と並行して語学学校に通学することで、留学期間としてカウントすることは可能です。

- (例) × 語学学校(または現地の高等学校)のみの活動
○ 語学学校(または現地の高等学校) + 探究活動
○ 探究活動のみ

Q 2 8. アンバサダー活動とはどんな活動ですか。

A 2 8. 留学先において、滋賀や日本の良さを発信する活動です。世界に滋賀のファンを増やし、人脈を構築・継続させることが望まれます。

Q 2 9. エヴァンジェリスト活動とはどんな活動ですか。

A 2 9. 留学中・帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

Q 3 0. 応募時点で留学先受入先機関が未定の場合でも応募できますか。

A 3 0. 応募できます。応募時点で受入先機関を確定している必要はありませんが、受入先機関のない活動は留学計画として認められません。また、奨学金等の支給に際しては当該受入先機関からの証明書(受入許可・修了証明)が必要になるので、必ず確保できるようにしてください。

➤ 留学計画書(応募書類)は予定として受入先機関名を記載してください。

➤ 受入先機関からの受入許可を留学開始までに得る必要があります。

➤ 採用後、留学計画書に記載のない受入先機関に変更する場合は、再審査が必要となる場合があります。

Q3 1. 応募時点において、留学先機関の授業のカリキュラムが決まっていない場合は留学エージェントのプログラム名称や留学エージェント名、プログラムの内容が確認できる URL の欄はどのように記載すればよいでしょうか。

A3 1. 当該留学先機関で前年度等を実施している同様のプログラムのカリキュラムなど、学修する内容が確認できる、留学エージェントのホームページや資料などの公表している URL を記載してください

Q3 2. 留学先国・地域が複数ある留学計画は支援対象となりますか。

A3 2. 支援対象となります。

Q3 3. 留学を複数回する場合、すべての留学が支援対象となりますか。

A3 3. なりません。本制度の留学として支援を行う留学は1回のみです。留学を終え日本へ帰国した後に再度留学する場合、両方の留学を支援することはできません。いずれか一方を選択してください。

Q3 4. 複数の国の留学先機関への留学を計画していますが、応募時点ではそれぞれの機関への留学が認められるか分かりません。応募書類にはどのように記載すればよいでしょうか。

A3 4. 応募時点で留学先機関の確定は必須ではありませんが、計画書には希望する国・留学先機関、活動予定など、希望しているものを全て記載し、受入れに関する打診状況を記載してください。選考では計画の有効性や実現性、安全性の確保についても審査します。

Q3 5. 2か国での留学を予定していますが、活動日数はどのようにカウントすればよいでしょうか。

A3 5. それぞれの国における活動日数を合算してください。「日本から留学先国・地域へ」および「1か国目から2か国目へ」等のうち、移動日は留学期間としてカウントはしません

Q3 6. 高校等が持っている留学プログラムや、留学エージェントまたは旅行代理店等が提供する留学プログラムを利用することはできますか。

A3 6. 在籍高校等が教育上有益な学修と認めるプログラムであれば活用することが可能です。ただし、「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」は生徒等が自ら立案・計画した留学計画を支援するものです。既存のプログラムの内容をそのまま留学計画とするのではなく、生徒等が自ら立案・計画する活動を加え、独自性のある留学計画を作成してください。

Q3 7. 民間の留学エージェントを利用せず、現地の学校等を自分で探して直接応募するような留学内容も応募可能でしょうか。

A3 7. 本制度は留学先の国・機関・内容を自由に設計できることが特徴であり、自分で留学先を探したり、直接連絡したりすることも留学目的を達成するために有益なプロセスと考えています。

その場合、現地での安全管理が整っているかを在籍高等学校等や保護者と共に確認し、留学中の連絡がスムーズに行えるように注意してください。また、奨学金の支給にあたり必要

となる書類(留学先機関の発行する受入証明書等)の発行についても留学先機関へ自身で手配してもらうことになります。

Q38. 受入先機関は、高校や大学等の教育機関に限られますか。

A38. 教育機関(高校、大学、語学学校等)に限らず、研究機関、国際機関、インターンシップを受け入れる海外の企業等、幅広い機関を受入先機関として申請することができます。選考においては、留学計画に照らして、当該機関が留学先として適当であるかどうか審査されます。

Q39. 探究活動を行う受入先機関はどのように探したらよいですか。

A39. 以下を参考にしてください。

- ①企業等が独自に提供するもの(海外事業所におけるインターンシップ(取扱う企業等に相談)／政府系機関の事業で提供されるもの／留学エージェント等が提供するもの)
- ②在籍高校等が持っている連携先(姉妹校など)

Q40. ホームステイ先は受入先機関として認められますか。

A40. 認められません。

受入先機関とは、諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関です。個人による受入れは認められません。受入先機関がなく、受入れの証明や活動を修了したことの証明ができない計画は支援の対象外です。

Q41. ホームステイ先を斡旋する旅行代理店や、留学プログラムを提供するエージェントは受入先機関として認められますか。

A41. 認められません。

ただし、諸外国等に所在する当該機関において、当該機関の業務に関するインターンシップ等の探究活動を行う場合は、この限りではありません。

Q42. 受入期間を証明する書類とはどのようなものですか。

A42. 採用後、留学先機関の「受入許可証」をご提出いただきます。そこに記載された日程で留学期間を決定します。受入先とのメールとのやり取りは証明書にはなりません。必ず証明書を発行してもらってください。

➤留学先機関は、諸外国等の法人や団体等、受入許可書の発行が可能な機関(学校等に限りません。)を指し、個人による受入れは認められません。

Q43. 在籍する学校の夏期海外研修や海外実習に参加する留学でもよいですか。

A43. 本事業は高等学校等が主催するの夏期研修や海外実習を利用することはできません。本事業は生徒等自ら立案・計画した留学計画を支援するものです。既存のプログラムの内容をそのまま留学計画とするのではなく、生徒等が自ら立案・計画する活動を加え、独自性のある留学計画を作成してください。

- Q 4 4. 海外ボランティアやインターンシップを行う留学計画は支援対象となりますか。
- A 4 4. 対象となります。「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」では、インターンシップ、ボランティア、現地の高校等に在籍しながらのフィールドワーク、実験、実習等、生徒が自ら立案・作成した探究活動を含む留学を支援しています。
- Q 4 5. STEAM 探究コースの留学計画はどのような内容が想定されますか。
- A 4 5. STEAM 探究コースの留学計画とは例えば、プログラミング、制御技術、ロボティクス、Web サービス・デザイン、モバイルアプリ開発等に関わる探究活動が含まれる留学計画や、文系・理系の枠にとらわれず、AI や IoT、理科の見方・考え方や数学的な見方・考え方を活用しながら行う探究活動が含まれた留学計画です。
- Q 4 6. スポーツ・芸術探究コースにおいて、スポーツで留学する場合には、どのような内容の留学が支援対象となりますか。競技者のみを指していますか。
- A 4 6. スポーツにおいては、単なる試合観戦ではなく、自ら海外のスポーツクラブやチームに参加し、練習や試合を通して、チームメイトとコミュニケーションを取りながら、戦術面、フィジカル面を学ぶような計画を支援します。
- また、競技者のみでなく、スポーツ科学やスポーツマネジメント等、競技活動をより効果的に行うために必要な領域を学修する計画についても、支援の対象となります。
- Q 4 7. スポーツ・芸術探究コースにおいて、芸術で留学する場合には、どのような内容の留学が支援対象となりますか。
- A 4 7. 芸術分野においては、単なる博物館、美術館鑑賞ではなく、海外の芸術学校等での学修やレッスン・発表会への参加を通して技術を磨くような計画を支援します。また、実習形式のみでなく、専門的分野について学校等において学問的な側面から学修する計画も対象となります。
- Q 4 8. スポーツ・芸術探究コースは、実技が含まれない留学計画も応募できますか。
- A 4 8. 応募できます。スポーツ・芸術分野であれば、実技の有無は問いません。また、実技経験や実績も問いません。
- Q 4 9. 社会課題探究コースと MLGs 探究コースとの違いは何ですか。
- A 4 9. 琵琶湖を切り口とした探究活動は MLGs 探究コースとなります。例えば、地域の食文化や伝統食について探究活動を行う場合、湖魚料理についての探究であれば、MLGs 探究コースへの応募が可能です。
- Q 5 0. ものづくり産業探究コースは、具体的にどのような探究を行うものですか。
- A 5 0. 製造業や職業教育が進んでいる国・地域を訪れ、工場見学や技術者との交流を行います。単に技術を見るだけでなく、人材育成の仕組みや、プロフェッショナルとしての心構え（マインド）、企業文化について学ぶことが特徴です。

Q 5 1.ものづくり産業探究コースは、工場見学に行くだけでも支援の対象になりますか？

A 5 1.単なる見学だけではなく、そこで働く「人」や「考え方」に触れる計画であれば対象になります。世界で活躍する企業の「人材育成の仕組み」や、プロフェッショナルとしての「マインド（心構え）」、挑戦を支える「企業文化」などについて学び、滋賀の産業にどう活かせるかを考えることが重要です。

Q 5 2.ものづくり産業探究コースは、理系じゃなくても応募できますか？

A 5 2.文系・理系を問わず応募できます。「技術」そのものだけでなく、職業教育のあり方や、環境に配慮した生産活動、地域産業と世界との関わり方などを探究することもこのコースの対象です。将来、滋賀の産業を支えるリーダーや、起業を目指す視点を養いたい人も応援します。

Q 5 3.ものづくり産業探究コースは、どこの国に行けばいいですか？

A 5 3.アメリカやヨーロッパだけでなく、アジアにも製造業や職業教育が進んでいる国があります。例えば、シンガポールや韓国、台湾、タイなどでは、実際の製造現場と結びついた人材育成が行われています。現地の技術者と交流したり、工場や教育機関を視察したりすることで、日本のものづくりにも活かせる多くの学びが得られます。

Q 5 4.農業・森林産業探究コースは、環境保全活動（MLGs 探究）との違いは何ですか？

A 5 4.「産業（ビジネス）」としての視点が入っているかどうかポイントです。自然を守るだけでなく、それをどうやって「仕事」として成り立たせるか、付加価値を生み出すかを探究するのがこのコースです。例えば、世界農業遺産のように環境と調和しながら行う農業モデルや、持続可能な経営方法について学ぶ計画が対象となります。

Q 5 5.最新のテクノロジー（スマート農業）に興味がありますが、農業・森林産業探究コースの対象になりますか？

A 5 5.対象になります。AI（人工知能）やデータを活用した野菜作り（施設園芸）、植物工場など、テクノロジーを使って生産性を上げたり品質を安定させたりする取り組みを学ぶことは推奨されています。

Q 5 6.農業・森林産業探究コースでは、具体的にどんな学習活動が考えられますか？

A 5 6.有機農業の現場体験や、専門家へのインタビューなどが考えられます。例えば、「農業を使わない有機農場での実習」や、「スマート農業が経営課題をどう解決しているかの調査」、「環境を守りながら生計を立てている農家へのインタビュー」など、滋賀の農業・林業の課題（後継者不足など）解決のヒントになる活動を計画してください。

Q57. 滋賀と世界をつなぐマイ探究コースは、どんな分野が支援対象になりますか？

A57. 他の3つの地域探究コース（MLGs、ものづくり、農業・森林）以外の分野すべてが対象です。具体的には「観光」「郷土文化」「医療」「福祉」「言語」「多文化共生社会」などが挙げられます。滋賀県の特性を意識しながら学ぶ計画であれば、幅広いテーマで応募できます。

Q58. 「観光」をテーマにする場合、どんなことができますか？

A58. 世界の観光地で、人を集める工夫や地域資源の活かし方を学ぶ活動などが対象です。例えば、「エコツーリズムの現場を訪れて観光客との関わり方を調査する」「地域の歴史や食文化をどうやってブランディングしているか学ぶ」といった活動が考えられます。

Q59. 滋賀と世界をつなぐマイ探究コースで一番重視されることは何ですか？

A59. 「世界からの視点」で滋賀の良さを見つけ直すことです。海外での学びを通して、当たり前だと思っていた滋賀の自然、歴史、文化の価値を再発見し、それを「どう守り、未来へつなげていくか」を提案できるような計画が立てられると望ましいです。

Q60. 活動内容の異なる留学先機関が複数ある場合、どの分野で申し込めばよいでしょうか

A60. 留学目的を達成するための探究活動内容がどのコースに該当するのかは、募集要項を参照の上、自身の探究活動の目的やテーマに沿って自分自身で判断してください。

例えば、アメリカでダンスのレッスンを受講しながら語学学校に通う留学計画の場合、ダンス習得が主たる探究活動であれば「スポーツ・芸術探究コース」、語学学校に通いながらダンスによる地域活性化やまちづくりの好事例を探ることが主たる探究活動であれば「社会課題探究コース」、湖でのレジャーに関する探究活動であれば「MLGs 探究コース」で応募可能です。

Q61. 留学計画の内容が、在籍高校等で履修する教科・科目との関連が薄い分野であっても応募できますか。

A61. 在籍高校等が教育上有益な学修と認める場合、応募できます。

留学内容の分野と履修教科・科目の関連性は問いません。

Q62. 複数の生徒等でチームを組んで留学する計画は支援対象となりますか。

A62. 地域探究コースのみ4人を上限とするチームでの応募が可能です。

Q63. 同じ学校の生徒等がチームを組んでスポーツ等の留学をする計画は応募の対象となりますか。

A63. チームでの応募ができるのは「地域探究コース」のみです。

Q 6 4. チームのメンバーを変更してもいいですか。

A 6 4. 応募申請後のメンバーの変更（入れ替え、追加）はできません。

途中でメンバーが抜けることにより人数が2人に満たない場合は参加継続ができないことになるので注意してください。ただし、やむを得ない場合は在籍高校等を通じて、滋賀留学支援コンソーシアムに相談してください。

Q 6 5. 留学期間の数え方を教えてください。

A 6 5. 受入先機関における派遣留学生の実際の探究活動の開始日から終了日までの期間(日数)が留学期間です。受入先機関が証明する受入れの期間と一致する必要があります。活動を行わない場合、渡航および帰国にかかる期間や移動日は含まれません。

Q 6 6. 探究活動について、活動時間の目安（週〇時間以上など）はありますか。

A 6 6. 探究活動について、時間数の指定はありません。

Q 6 7. 渡航日および帰国日について、決まりはありますか。

A 6 7. 留学期間終了後、10日以内に帰国する必要があります。また、留学開始日が2026年8月1日より前の計画は支援の対象外です。

Q 6 8. 留学中、教員の引率は必要ですか。

A 6 8. 不要です。ただし、募集要項「7 要件 (3)在籍高校等の要件」に掲げる危機管理体制を整備する必要があります。

Q 6 9. 採用後、または留学途中で応募時の留学計画を変更することはできますか。

A 6 9. 計画変更が留学の目標達成に有益である場合、もしくは先方のやむを得ない事情等の場合には計画変更は可能ですが、当初から大きく異なった計画で、目標の達成が困難と思われる場合は採用の取消もしくは奨学金の支給を終了する場合があります。また、手続きについては、別途送付する「事務手続きの手引き」に則り、変更申請書を提出してください。変更の際には、新たな計画に沿った留学計画書を再提出いただきます。変更内容によっては、選考委員による再審査（原則2回まで）を行います。

再審査の結果、変更が承認されない場合や奨学金の支給を終了する場合があります。応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

なお、当初計画からの奨学金等の増額支援は行いません。（例えばアジアからヨーロッパに留学計画が変更になっても奨学金等の支給額はアジア地域分となります）

Q 7 0. 留学斡旋会社を紹介してもらえますか。

A 7 0. 本コンソーシアムが認定している留学エージェントはありません。また留学エージェントと応募者を仲介することはありません。

【留学支援金について】

Q71. 留学支援金の金額はいくらですか。また、返済の必要はありますか。

A71. 留学支援金の金額は留学先国・地域により異なります。留学支援金の返済は不要です。
詳細は募集要項「6 支援内容(1)留学支援金について」をご確認ください。

Q72. 留学先国・地域が複数ある留学計画が採用された場合、留学支援金は2回支給されますか。

A72. 支給されません。

留学支援金は30万円(アジア地域)または50万円(その他の地域)の定額で1回支給です。

Q73. 2か国以上の国・地域に留学する場合、奨学金の支給額はどうなりますか？

A73. 複数の国・地域で留学を行う派遣留学生には、留学期間が最も長い地域区分に応じた金額を支給します。詳しくは採用後にお送りする「事務手続の手引」にてお知らせいたします。

Q74. 奨学金等の返納が必要になる場合はありますか。

A74. 本プログラムの派遣留学生の要件を満たさなくなった場合は、返還が必要になります。

また、事前に計画した内容を実施していないと判断される場合は、奨学金の返還を求める場合があります。

その他、留学期間の短縮等、留学計画の変更により、奨学金の返納が必要になることがあります。また、採用の取消しや支援の終了となる事由が生じた場合、奨学金等の一部または全部について返納が必要になる場合があります。詳細は募集要項「14 採用取消しまたは支援の終了等」を確認してください。

Q75. 他団体の奨学金との併給は可能ですか。

A75. 可能です。ただし、他団体等から留学のための奨学金(給付型)を受ける場合は、本事業の留学支援金との合計額が留学にかかる費用総額を超えないことが要件となります。採用後に要件を満たさなくなった場合は、採用を取消します。

また、奨学金支給団体によっては、他の奨学金との併給を認めない場合があるので、奨学金支給団体に確認してください。

留学のための奨学金(貸与型)を受ける場合、要件はありませんが、併給が可能かどうかを奨学金支給団体に必ず確認してください。その他、募集要項「7 (1)派遣留学生の要件」を確認するとともに、現在受けている奨学金がある場合は、その支給団体にも確認してください。

Q76. インターンシップで報酬を受け取っても良いのでしょうか。

A76. インターンシップ等での報酬を受ける場合は、その総額が留学支援金の総額を超えないことが要件となります。

Q77. 在籍高校や他団体から、留学に際して渡航費の一部の支援を受けることは可能ですか。

A77. 可能です。

Q78. マイレージを利用して航空券を取得しても問題ないでしょうか。

A78. 問題ありません。

Q79. 面接を受けに行くための交通費や旅費は支給されますか。

A79. 支給されません。

Q80. アライアンス事業の留学支援金は課税対象ですか。

A80. 非課税です。

Q81. 採用後、どのような方法で留学支援金が支払われますか。

A81. 留学支援金の支給は、原則として派遣留学生本人名義の口座へ直接お振込みいたします。

採用後に公表する「事務手続の手引」において提出書類、支給スケジュール等の詳細についてお知らせします。

➤留学支援金の受給には、採用後に所定の様式による申請手続きが必要です。

➤書類未提出や提出した書類に不備がある場合は、解消するまで支給できません。

※留学支援金は自動的に振り込まれるものではありません。

Q82. 支払いの時期はいつになりますか。

A82. 留学支援金は、支払い申請が完了してから事務局内の支払い手続きを開始しますが、手続きには時間を要するため、実際の振込みが留学期間中となる場合があります。渡航前に必ず支給されるものではないことをご理解ください。

【選考について】

Q83. 選考はいつどこで行われるのでしょうか。

A83. 書類審査を通過した応募者およびチーム応募者に対し面接の日程・場所等を通知します。

Q84. 応募後に、応募書類を差し替えたり、記載内容を訂正したりすることはできますか。

A84. できません。

Q85. 選考の流れについて教えてください。

A85. 新高校2・3年生は「第一日程」、新高校1年生は「第一日程」または「第二日程」のいずれかで応募してください。個人・チームでの応募者は、書面審査および書面審査合格者を対象とした面接審査によって選考を行います。「第一日程」および「第二日程」それぞれの選考の流れやスケジュールについては募集要項「9 選考・審査 (1)選考の流れ」および「10 スケジュール」を確認してください。

「第一日程」での応募を検討する新高校1年生（現中学3年生）は、2026年4月以降の在籍高校等（入学する高校等）が決定していること、当該高校等を通じての応募手続きが可

能なことを、当該高校等に予め必ず確認してください。

Q 8 6. 審査基準を教えてください。

A 8 6. 審査は「人物」と「計画」の2つの観点から行います。チーム応募では「チームワーク」も審査します。

Q 8 7. 面接審査はどのように行われますか。

A 8 7. 対面による個人面接を行います。なぜ留学に行きたいのかについてのプレゼンテーションや面接官との質疑応答を行います。なお、日本語で実施しますが、自己PRの際に外国語を用いても構いません。

Q 8 8. チーム応募の面接審査はどのように行われますか。

A 8 8. 対面による面接を行います。なぜ留学に行きたいのかについてのプレゼンテーションや面接官との質疑応答を行います。なお、日本語で実施しますが、自己PRの際に外国語を用いても構いません。

Q 8 9. 選考結果について、不合格の理由を教えてください。

A 8 9. 選考結果に関する問い合わせについては、一切お答えできません。

【トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】の事前・事後研修について】

Q 9 0. 事前・事後研修とは何ですか。

A 9 0. 事前・事後研修は、留学目的や留学成果の明確化を目的として日本学生支援機構のトビタテ事務局が実施する研修です。

Q 9 1. アライアンス事業の派遣留学生もトビタテ事務局の事前・事後研修への参加は義務ですか。

A 9 1. 機構が主催する事前研修および事後研修には原則参加してください。

Q 9 2. いつ実施されますか。

A 9 2. 学業に影響がないよう、休日（土曜、日曜、祝日）に実施する予定ですが、夏季・冬季・春季の休暇期間の平日に実施することもあります。

事前研修の日程（予定）は、募集要項に記載していますので確認してください。事後研修については、採用者に向けて別途通知します。

Q 9 3. 開催地・会場はどこになりますか。

A 9 3. 会場については、決定次第、日本学生支援機構からお知らせされます。

Q94. 派遣留学生ネットワークとは何ですか。

A94. 留学後の継続的な学修や交流を目的とし、「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」派遣留学生の連携を行います。なお、採用された派遣留学生は留学後も県内で実施される様々な活動に主体的に参加することが望まれます。

【留学中の安全管理について】

Q95. 安全上、支援の対象とならない留学先国・地域は、どのように判断すればよいですか。

A95. 受入先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における海外安全ホームページ上「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当しないかどうかを確認してください。

➢ 留学開始時点または留学中に「レベル2」以上となった場合は、原則、奨学金の支給対象外となります。

➢ 応募時点で受入先機関の所在地が「レベル2」以上であっても、選考に差し支えありません。

➢ 詳細は、募集要項「15 安全管理について」を確認してください。

Q96. 留学に際し、海外旅行保険等の保険に加入する必要はありますか。

A96. 本コンソーシアムでは無保険での海外留学は許可しません。留学開始までに必ず海外旅行保険に加入してください。（募集要項「15 安全管理について」参照）。

Q97. 留学中に起きた事故等により生じた費用の負担や現地でのサポートはありますか。

A97. 日本学生支援機構および滋賀留学支援コンソーシアムは、留学中に起きた事故や疾病等により生じる費用の負担や現地でのサポートは行いません。留学中は、留学先国・地域に関する情報収集に努めるとともに、地域協議会、在籍高校等、受入先機関が定める安全管理の方針に従ってください。また、派遣留学生は在籍高校等との連絡を密にしてください。

→学校担当者向けです

Q98. 安全管理について、在籍高校等の留意点を教えてください。

A98. 募集要項「7 要件（3）在籍高校等の要件」を必ず確認してください。

なお、留学エージェント等が提供するプログラムを利用する場合は、そのプログラムの安全体制、緊急体制や有事の際の責任の所在等が十分であるかの判断を行ってください。留学先国・地域が、文部科学省が定める「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に照らし、危険であると判断される場合は、留学計画の変更等について生徒等と十分に相談してください。

（更新日）

2026年2月20日